

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(府省名: 文部科学省)

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地		契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文	随意契約によることとした理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称	所在地		契約の相手方の商号又は名称	住所									
在外教育施設派遣教員の米国滞在査証(J査証)取得のための資格(DS-2019)の発行手続き及び更新手数料	大臣官房会計課長 生川 浩史	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成27年2月23日	Institute of International Education, Inc.	809 United Nations Plaza, New York, New York 10017-3580	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	平成27年2月23日付けで「J査証を取得させるために必要な資格DS-2019を資格付与できるスポンサー機関と交流プログラム契約」を締結しており、その資格発行手続きを行うことができること、平成27年3月1日までにJ-1査証(帯同する家族についてはJ-2査証)を取得するためのDS-2019の発行にかかる手続きを行うことができること、また、その交流プログラムは、平成27年4月から、平成30年3月31日まで継続可能なものであり、交流プログラムの対象については、米国に存在する日本人学校・補習授業校の全てに対して可能であること、あわせて、平成25、26年度の派遣教員のJ査証の更新に係る手続きを行えることを要件として満たす唯一の者と思われる。また本件は、日米両国政府間協議により、米国政府側がInstitute of International Education, Inc.に対し、派遣教員プログラムについて、通常1年の交流プログラムを3年間のプログラムとして特別にカスタマイズした個別プログラムを作成するよう指示を行い、同プログラムの認可を行った経緯がある。上記のとおり、本件は日米両国政府間の協議により作成された日本政府の教員派遣事業に対応した唯一のプログラムであり、かつ、当該プログラムのスポンサーとして、米国政府がInstitute of International Education, Inc.を指定していることから、当該案件の契約の相手方としてはInstitute of International Education, Inc.以外には存在しないため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号により同者と随意契約を締結した。	査証(J査証)発行手続き 1件242,500円 SEVIS登録料 1件17,460円 更新手数料 1件35,599円 など	査証(J査証)発行手続き 1件242,500円 SEVIS登録料 1件17,460円 更新手数料 1件35,599円 など	100%	-	平成27年2月23日付けで「J査証を取得させるために必要な資格DS-2019を資格付与できるスポンサー機関と交流プログラム契約」を締結しており、その資格発行手続きを行うことができること、平成27年3月1日までにJ-1査証(帯同する家族についてはJ-2査証)を取得するためのDS-2019の発行にかかる手続きを行うことができること、また、その交流プログラムは、平成27年4月から、平成30年3月31日まで継続可能なものであり、交流プログラムの対象については、米国に存在する日本人学校・補習授業校の全てに対して可能であること、あわせて、平成25、26年度の派遣教員のJ査証の更新に係る手続きを行えることを要件として満たす唯一の者と思われる。また本件は、日米両国政府間協議により、米国政府側がInstitute of International Education, Inc.に対し、派遣教員プログラムについて、通常1年の交流プログラムを3年間のプログラムとして特別にカスタマイズした個別プログラムを作成するよう指示を行い、同プログラムの認可を行った経緯がある。上記のとおり、本件は日米両国政府間の協議により作成された日本政府の教員派遣事業に対応した唯一のプログラムであり、かつ、当該プログラムのスポンサーとして、米国政府がInstitute of International Education, Inc.を指定していることから、当該案件の契約の相手方としてはInstitute of International Education, Inc.以外には存在しないため。	その他	単備契約(予定調達総額)平成26年度実績: 14,426,500円
平成26年度ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業	スポーツ・青少年局長 久保 公人	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成27年3月10日	一般社団法人神奈川県射撃協会	神奈川県伊勢原市上粕屋2380番地	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設は、文部科学省が競技場の国際規格等を要件として公募を実施し、選定委員会による審査を経て、文部科学大臣が指定している。クレー射撃の拠点施設については、平成26年12月24日から平成27年1月15日までの期間で公募を実施し、選定委員会による審査を経て、リオデジャネイロ夏季オリンピック開催年度である平成28年度末までの期間で指定した。本事業は、当該指定施設の活用を目的としており、指定施設の設置者・運営者等に契約先が限定されるため随意契約としている。(契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項))	-	15,235,607	-	-	ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設は、文部科学省が競技場の国際規格等を要件として公募を実施し、選定委員会による審査を経て、文部科学大臣が指定している。クレー射撃の拠点施設については、平成26年12月24日から平成27年1月15日までの期間で公募を実施し、選定委員会による審査を経て、リオデジャネイロ夏季オリンピック開催年度である平成28年度末までの期間で指定した。本事業は、当該指定施設の活用を目的としており、指定施設の設置者・運営者等に契約先が限定されるため。	その他	
平成26年度ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設整備構築事業	スポーツ・青少年局長 久保 公人	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成27年3月10日	一般財団法人日本サイクルスポーツセンター	静岡県伊豆市大野1826番地	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設は、文部科学省が競技場の国際規格等を要件として公募を実施し、選定委員会による審査を経て、文部科学大臣が指定している。自転車競技の拠点施設については、平成27年1月27日から2月17日までの期間で公募を実施し、選定委員会による審査を経て、リオデジャネイロ夏季オリンピック開催年度である平成28年度末までの期間で指定した。本事業は、当該指定施設の活用を目的としており、指定施設の設置者・運営者等に契約先が限定されるため随意契約としている。(契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項))	-	10,425,019	-	-	ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設は、文部科学省が競技場の国際規格等を要件として公募を実施し、選定委員会による審査を経て、文部科学大臣が指定している。自転車競技の拠点施設については、平成27年1月27日から2月17日までの期間で公募を実施し、選定委員会による審査を経て、リオデジャネイロ夏季オリンピック開催年度である平成28年度末までの期間で指定した。本事業は、当該指定施設の活用を目的としており、指定施設の設置者・運営者等に契約先が限定されるため。	その他	
絵画 重要文化財 紙本着色源宗千像(上置本三十六歌仙切)	文化庁次長 有松 育子	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成27年2月3日	馬場厚子(破産管財人 高中正彦)	東京都港区南青山7丁目13-3-602(東京都千代田区内神田2-15-9内神田282ビル502号室)	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	186,000,000	-	-	契約の相手方が文化財の所有者に限定されるため。	二(ホ)	
絵画 重要文化財 紙本着色三十六歌仙切(是則)/佐竹家伝来)	文化庁次長 有松 育子	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成27年2月3日	馬場厚子(破産管財人 高中正彦)	東京都港区南青山7丁目13-3-602(東京都千代田区内神田2-15-9内神田282ビル502号室)	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	300,000,000	-	-	契約の相手方が文化財の所有者に限定されるため。	二(ホ)	
考古 重要文化財 流水文銅鐸 徳島県阿南市山口町末広出土	文化庁次長 有松 育子	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成27年1月16日	田村 英一郎	徳島県徳島市下助任町4丁目37番地	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	150,000,000	-	-	契約の相手方が文化財の所有者に限定されるため。	二(ホ)	
蒔絵八角箱「月華」	文化庁次長 有松 育子	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成27年2月16日	大角 裕二	石川県輪島市堀町3-34-6	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	800,000	-	-	契約の相手方が文化財の所有者に限定されるため。	二(ホ)	

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文	随意契約によることとした理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		契約の相手方の商号又は名称	住所									
書跡典籍 未指定文化財 医学書(版本)	文化庁次長 有松 育子	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成27年2月27日	木村 剛	東京都小平市鈴木町1-359-9	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	200,000,000	-	-	契約の相手方が文化財の所有者に限定されるため。	二(ホ)	
絨織着物「冬の湖」	文化庁次長 有松 育子	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成27年3月20日	志村 ふくみ	京都府京都市右京区嵯峨釈迦堂門前南中院町16	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	2,700,000	-	-	契約の相手方が文化財の所有者に限定されるため。	二(ホ)	
絨織中振「雛げし」	文化庁次長 有松 育子	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成27年3月20日	志村 ふくみ	京都府京都市右京区嵯峨釈迦堂門前南中院町16	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	3,024,000	-	-	契約の相手方が文化財の所有者に限定されるため。	二(ホ)	
芭蕉布衣裳「変わり八十八」	文化庁次長 有松 育子	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成27年3月20日	平良 敏子	沖縄県国頭郡大宜味村字喜知嘉1103	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	1,512,000	-	-	契約の相手方が文化財の所有者に限定されるため。	二(ホ)	
蒔絵合子「嵐のち晴」	文化庁次長 有松 育子	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成27年3月20日	磯井 正美	香川県高松市国分寺町福家甲33-4	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	4,860,000	-	-	契約の相手方が文化財の所有者に限定されるため。	二(ホ)	
工芸品 重要文化財 太刀 銘則重	文化庁次長 有松 育子	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成27年3月9日	稲員 英一郎	福岡県福岡市早良区室見1-24-7	契約の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項)	当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	66,000,000	-	-	契約の相手方が文化財の所有者に限定されるため。	二(ホ)	